

悠優かしま居宅介護支援事業所 利用料金表



(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援の
認定を受けられた方。



介護保険から全額給付されるため、
自己負担はありません。
(加算項目についても同じです)

ただし、介護保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

【居宅介護支援利用料】

【介護保険報酬改正により令和元年10月1日付にて施行】

| 要件 | 介護区分 | 要介護 1・2 | 要介護 3・4・5 |
|-------------------------|------|------------|--------------|
| 介護支援専門員取扱件数 40件未満 | | 10,570円 | 13,730円 |
| 介護支援専門員取扱件数 40件以上 60件未満 | | 5,290円 | 6,860円 |
| 介護支援専門員取扱件数 60件以上 | | 3,170円 | 4,110円 |

【加算項目】

| | | |
|---------------------------------------|----------|----------------------------|
| 特定事業所加算 (Ⅲ) | 3,000円/月 | 1件につき |
| 初回加算 | 3,000円/月 | 1件につき |
| 入院時情報連携加算 | 2,000円/月 | 1件につき (訪問の場合) |
| | 1,000円/月 | 1件につき (訪問以外) |
| 退院退所加算 | (Ⅰ)イ | 4,500円/回 連携1回 (カンファレンス参加無) |
| | (Ⅰ)ロ | 6,000円/回 連携1回 (カンファレンス参加有) |
| | (Ⅱ)イ | 6,000円/回 連携2回 (カンファレンス参加無) |
| | (Ⅱ)ロ | 7,500円/回 連携2回 (カンファレンス参加有) |
| | (Ⅲ) | 9,000円/回 連携3回 (カンファレンス参加有) |
| 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 3,000円/月 | 1件につき |
| 看護小規模多機能型居宅介護移行時の看護小規模多機能型居宅介護事業所との連携 | 3,000円/月 | 1件につき |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,000円/回 | 1月に2回を限度に算定 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 4,000円/月 | 1件につき |

(2) 交通費

嘉島町・熊本市・甲佐町・御船町・益城町にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

